明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○無線設備規則の一部を改正する省令（**総務**四五）　二

〔告　示〕

○道路交通法の規定による全国交通安全活動推進センターとして指定した法人の名称の変更の件（**国家公安委**一一）　二

○中央選挙管理会委員長が互選された件（**中央選挙管理会**四）　二

○委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を定めた件（**同**五）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**一五二、一五三）　二

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一五四）　二

○円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一五二）　二

○モラ橋護岸計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一五三）　三

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一二）　三

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一三）　三

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一四）　四

○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の指定法人が名称を変更した件（**文部科学・国土交通**一）　四

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一一七九）　四

○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一一八〇）　四

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一一八一）　四

○社団法人米穀安定供給確保支援機構の名称の変更届出のあった件（**同**一一八二）　四

○農地保有合理化支援法人の名称を変更する件（**同**一一八三）　四

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**同**一一八四）　五

○土地区画整理事業の施行規程の変更を認可した件（**国土交通**四四七）　五

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**同**四四八）　五

○測量に関する専門の養成施設の事項の変更の届出があった件（**同**四四九）　六

○測量に関する専門の養成施設の業務の廃止に関する件（**同**四五〇）　六

○気象測器の型式を証明した件（**気象庁**四）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**一一九～一二一）　七

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**関東地方整備局**二三四）　七

○道路に関する件（**中部地方整備局**一〇六～一〇八）　八

○矢作川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**同**一〇九）　八

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**同**一一〇、一一一）　八

○道路に関する件（**四国地方整備局**五〇）　八

○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一四）　八

〔国会事項〕

閣議決定等事項　九

〔人事異動〕

外務省　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九

気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について（気象庁）　九

〔資　料〕

機械受注統計調査報告（平成二十五年二月）（実績）（内閣府）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更関係　三〇

会社その他　三一